

在宅で生活している障がいのある方や難病患者等の日常生活の支援を拡充します

市内に居住する在宅の障害のある方や難病患者等に、日常生活を支援するための用具を給付する制度を行っています。令和8年4月1日付で、次のとおり制度を改正しました。

【注意事項】

- 制度の利用を希望される方は必ず事前にご相談のうえ、申請してください。
- 利用者が18歳以上で、本人もしくは配偶者が市民税所得割額46万円以上の場合は制度の対象外となります。
- 原則として基準額の1割が自己負担となります。また、基準額を超えた場合の超過分は実費となります。
- すでに購入したものは制度の対象になりません。

1. 18歳未満の方の日常生活用具費に対する所得制限を撤廃しました。

2. 紙おむつ等の給付対象者を見直しました。

- 品 目＝紙おむつ等
 - (1) 紙おむつ、尿取パット (2) サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具、おしりふき
 - ※(2)のみでの購入は不可
- 対象者＝次のいずれにも該当する者。
 - (1) 3歳以上65歳未満の者（継続して給付を受ける場合は、この限りでない。）
 - (2) 施設入所していない者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア ストーマの著しい変形等によりストーマ用装具の使用が困難な者
 - イ 脳原性運動機能障害で排便排尿の意思表示が困難な者
 - ウ 高度の排便又は排尿機能障害がある者
 - エ 下肢、体幹機能に障害がある身体障害者手帳所持者で、常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する状態にあり、常時失禁しているもの
 - オ 重度又は最重度の知的障害者（児）で、排尿又排便の意思表示及び定時排泄が困難なもの
- 基準額＝12,000円／月

3. 医療的ケアを必要とする方へ非常用電源の給付を開始しました。

- 品 目＝ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター(カーインバーター)
（※耐用年数内でいずれか一種目）
- 対象者＝在宅で生活している身体障害者手帳を所持する障害者（児）または難病患者で
以下のいずれかに該当する方（※睡眠時無呼吸症候群の方等のCPAPは除く。
 - ①人工呼吸器を使用している方
 - ②電気式たん吸引器を使用している方
 - ③医療保険における在宅酸素療法を行う方
- 基準額＝100,000円

4. ストーマ用装具の付属品として、洗腸用具を追加しました。

5. 居宅生活動作補助用具の給付回数を原則1回としました。

【問合せ先】

君津市福祉部障がい福祉課

障がい者支援係

電話：0439-56-1181

FAX：0439-56-1220